

下水道への切り替えは
お早めをお願いします

清潔で住みよい街にするため、下水道整備を進めています。お住まいの地域で、下水道が利用できるになりましたら、お早めに切り替えをお願いします。



下水道への切替工事の資金として、金融機関からの融資をお考えの人は、「水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度」の利用をご検討ください。なお、制度の利用には、工事着工前の申込が必要です。

また、工事費用の見積りや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。指定工事店の一覧は、市HPでご覧いただけます。

詳しくは、下水道課（☎47-8714）へ。



市HP

マンションやビルなどの貯水槽水道設置者の皆さんへ
貯水槽水道の適切な管理と定期的な自主検査を！

マンションやビルなどの高層建物の多くは、水道水をいったん受水槽にためて、各家庭などに給水しています。この受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といい、設置者が責任をもって管理することになっています。設置者の皆さんは、次のポイントに注意しながら、適切な管理と定期的な自主検査を行ってください。

詳しくは、水道課（☎47-8693）へ。

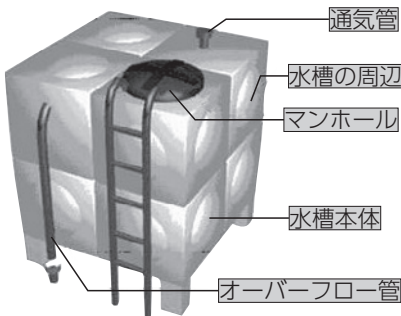
◆管理・自主検査のポイント◆

- 受水槽の掃除は、1年に1回は行ってください
- 水質状態（色、濁り、におい、味）は、1週間に1回は確認し、水質検査は、1年に1回は受けてください

◆点検のポイント◆

- 水槽の周辺はきれいか
- 水槽に穴や亀裂がないか
- 水槽内にサビがないか
- 通気管やオーバーフロー管に防虫網がついているか

- マンホールにカギがついているか
- マンホールが壊れていたり、ガタツキがあったりしないか



審議会などの傍聴ができます		
多文化共生推進会議 担当：まちづくり推進課（☎47-8546）		
7/23(火)	10:00～11:30	市役所 4階 会議室 4-4
・多文化共生推進指針の令和5年度事業実績、令和6年度事業計画について ほか		
教育振興基本計画評価委員会 担当：教育庶務課（☎47-8022）		
7/24(水) 25(木)	9:30～11:30	市役所 6階 会議室 6-3
・第2次教育振興基本計画の令和5年度事業実績について ほか		
公契約懇話会 担当：契約管財課（☎47-8341）		
7/29(月)	10:00～11:00	市役所 3階 会議室 3-6
・条例の施行状況に関すること ほか		
若森会館運営協議会 担当：社会教育スポーツ課（☎47-8039）		
7/29(月)	16:00～17:00	若森会館 集会室
・令和5年度事業報告、令和6年度事業進行状況について ほか		
保健推進協議会 担当：保健センター（☎75-2322）		
8/5(月)	13:30～15:00	奥の細道むすびの地記念館 2階 多目的室 2
・おおがき生き生きヘルスプランの令和5年度実績報告、令和6年度計画について ほか		
地域福祉計画策定・評価委員会 担当：社会福祉課（☎47-7256）		
8/9(金)	13:30～14:30	市役所 8階 大会議室
・第四次地域福祉計画の事業実績、第五次地域福祉計画事業計画について ほか		

希望者は登録を！ 住民票などの第三者交付時に
本人へお知らせします

本人通知制度は、住民票や戸籍謄本などを本人以外の第三者へ交付したときに、登録者本人に対してその事実を通知する制度で、住民票などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の抑止や防止を目的としています。

この制度を利用するには、事前登録が必要です。登録の有効期間は申請書の受付日の翌日から無期限です。

- ▶登録できる人／市内に住民票または戸籍がある人（過去にあった人を含む）
- ▶通知を行う時／委任状による代理人請求や特定事務受任者（弁護士や司法書士など）の職務上請求により登録者の住民票や戸籍謄本などを交付した時（裁判・訴訟手続きなどによる請求や、国・地方公共団体からの請求などは除く）
- ▶申請方法／運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できるものを持参し、窓口サービス課へ
- ▶問合せ／同課証明・庶務グループ（☎47-8759）へ



空き家の発生を抑制するための特例措置
空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

制度の概要

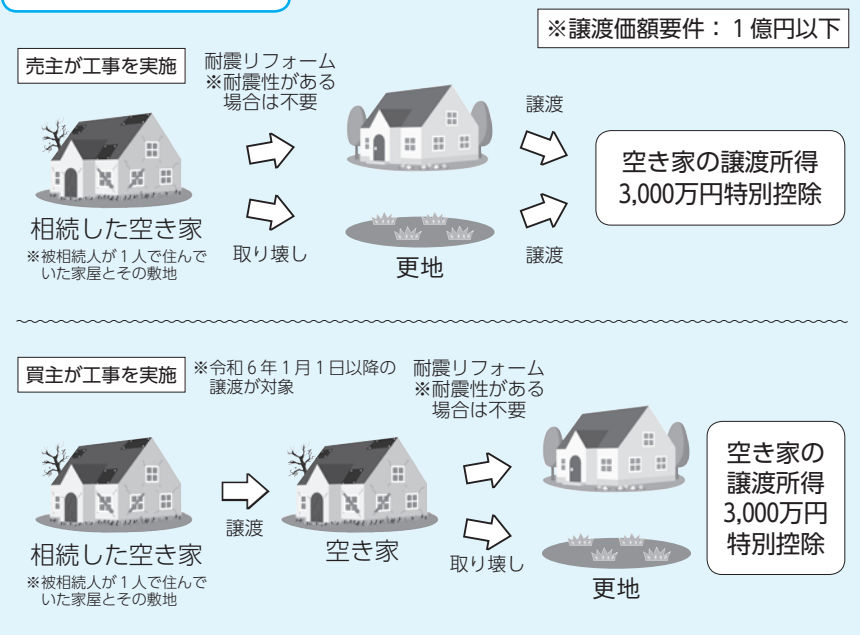
旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の家屋（空き家）を相続した場合に、相続発生から3年後の年末までに、耐震リフォーム後の空き家または取り壊した後の土地を譲渡した場合、その譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます（適用期間：平成28年4月1日～令和9年12月31日）。

なお、令和6年1月1日以降の売却物件については、売買契約などにに基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに、耐震リフォームまたは空き家の取り壊しの工事を行った場合も、控除の対象となります。

■譲渡所得税額の計算式

$(\text{譲渡価額} - \text{取得費} - \text{譲渡費用}[\text{除却費等}] - \text{特別控除} 3,000\text{万円}) \times 20\%$
※不明の場合、譲渡価額×5%

制度のイメージ



被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告手続きが必要です。税務署へ申告される際には、「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。この確認書は、相続した家屋などの所在する自治体において発行することになっています。

適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧ください。か、住宅課（☎47-8184）へ。

空き家 発生抑制

検索